

1970年第28回直野湾市議会各議録(臨時会)

1. 7月28日(第1日目) (午前10時6分開会)
(午前10時59分閉会)

2. 出席議員(18名)

1番 伊保清安	3番 石川真大
5番 宮里敏行	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 棚原憲信
10番 稻嶺正康	11番 安次富盛信
12番 大川早	13番 知名朝司
14番 崎间正尊	15番 仲村春仁
16番 武新行男	17番 佐喜真弘
18番 比嘉義定	20番 伊佐徳次郎
21番 仲村盛光	22番 古波蔵清次郎

3. 欠席議員(2名)

4番 渡名喜庸仁 19番 宮城盛昌

4. 議事説明員

市長 崎间健一郎 助役 沢山安一
 庶務課長 多和田真一 建設課長 高宮城昇
 住民課長 石念和夫 厚生課長 伊佐友誠
 商工課長 棚原盛真

5. 議事事務局職員出席者

局長 末吉健男 議事課長 所答真由
 書記 仲村春夫 書記 比嘉定治

6. 議事日程 (第1号) 1970年7月28日(火)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第38号 工事請負契約について

日程第4 議案第39号 一時借入金を可とする
ことについて

日程第5 陳情第3号 都市計画の一部修正について

議長

又今の出席議員は18名で議員定数の半数に達しております。よって第78回宜野湾市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。(10:6)

議長

本日の日程はおきもとに配付してある議事日程表(第1号)のとおりであります。

議長

日程の第1. 会議録署名議員の指名を行います。

議長

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により議長において10番の稲嶺正康君、13番の知多朝司君を指名いたします。

議長

日程の第2. 会期の決定に付てを議題といたします。

議長

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間といたしたかと思っておりますか。ご異議ございませんか。

議長

ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定をいたしました。

議長

日程の第3、議案第38号、工事請負契約についてを上程いたします。

議長

暫く休憩いたします。(10:7)
再開いたします。(10:8)

議長

朗読を省略いたしました。提案者の趣旨、説明をお願い致します。

建設課長

説明申し上げます。これは真前原地区の排水工事でございます。これは68年から69年、今年度で3工事、一応排水の機能を果たすようなこととなります。指名は7社指名いたしました。1社が参加してございます。設計は、図面が70年度の7月7日から11日まで、現場説明が7月8日の午後2時に入札を行って、第1回目の入札では、落札者がございませぬ。再度

入札しましたと。又社 兼 推 した
しまして。又社 兼 入 札。最低入札格
価が17,900,-トルにございまして
これは落札いたしませんでした。
それでその最低格価着の沖建設
さんと話しをもちまして、随意契約の
する形になつて話し合ひをしており
ます。それで沖建設さんも、じゃ 随
意契約でやろうと言う。今仮契約
をやっております。以上であります。
いす申し遅れました。契約書案の
工期のこの形式で契約は70年度の
7月21日から71年度の3月15日と
なつております。これはあくまでも
この言う形式でやると言うことです。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(10=11)

再開いたします。(10=11)

議長

本案につきましては、質疑を打
ち切りたいと思ひますか、ご異議
ございませんか。

議長
ご異議ございませんので、質疑
を終わります。

議長
本案に対する討論を求めます。

議長
討論を省略をいたしましたと思
いますか、ご異議ございませんか。

議長
ご異議ありませんので、討論を
省略いたしました。表決に付します。

議長
議案第38号、工事請負契約につ
いて表決に付します。

議長
原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。

議長
ご異議なしと認めます。ま
た本案は原案のとおり可決すること
に決定をいたします。

議長

日程の第4議案第37号、一時借
入金をすることについてを議題と
いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明
を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につき
ましては、別紙資料にもお載せありま
すとおり、8月分の人件費が100,0
00,-余り出まして、資金繰りが非
常に苦しい状況でございまして、琉銀
普天間支店から30,000,-の
一時借入れをいたし、という事で
ございまして、これにつきましては、
市町村交付税が7月分の交付税
の指令は121,061,-のままであり
ますけれども、現在のところ再三
交渉してありますけれども、8月10日
の夏期手当の支給には、どうも
まにあいません、という事で、
もし交付税が8月10日までに交付
されれば、一時借入れはする必要
もありませんけれども、
その点確約が出来ない、という
ことでございまして、本案を提

案した訳でござります。まさしく
ご審議お願ひしたと思ひます。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(10:15)
再開いたします。(10:25)

議長 他に質疑はござりませんか。

議長 本案につきましては質疑を打
ち切りたと思ひますか。ご異議
ござりませんか。

議長 ご異議ありませんので質疑
を終ります。

議長 本案に対する討論を求めます。

議長 討論を省略いたしましたと思ひま
すか。ご異議ござりませんか。

議長

ご異議ありませんので討論を省略いたします。表決に付します。

議長

議案第37号、一時借入れをすることについて表決に付します。

議長

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(10:26)
再開いたします。(10:27)

議長

お諮りいたします。第77回定例会で建設常任委員会に付託してありました陳情第3号、都市計画の一部修正については、審査をおねえ議長の手もとに報告書がまわっております。よって、この際、これを

日程に追加し議題といたします。
それにご異議ございませんか。

議長

ご異議なしと認めます。まづ
この際、陳情第3号、都市計画の一
部修正につきまして日程追加し、議
題とすることに決しました。

議長

日程の第5、陳情第3号、都市計
画の一部修正につきまして議題と
いたします。

議長

本案に関し委員長の報告を求め
ます。

建設常任委員長

陳情第3号、都市計画の一部修
正の案件につきましては、去った77回
の定例議会におきまして建設常任
委員会に付託されておりましたので
その審査の結果をご報告申し上げます。
審査にあたりましては、当局
かぶ市長 助役 都市計画課長
尚、その係の職員等をおまじいた
しまして審査をいたしました次第で
ございます。結果といたしましては、

報告書にもごさいますか、都市計画
の場合には、こう言ったような陳情の
にたような類似したような個所がた
だあると思われますので、この一部の
な検討と言うよりは、もっと全体的
に検討して、そして修正があるべき
ところがあるならば修正をしてま
かうと、そういった方がより効果的
にいろいろいじりかかると言うような、
建設委員会の意見の一致をみまして
本陳情を不採択すべきものと決定
してあります。以上報告を申し上げ
みなさま方の御質疑にお答えし
たと思ひます。

議長

本案に対する質疑を許します。

11番

不採択にすべきものと決定、その
理由として陳情の趣旨は十分わか
かる、こう言うことでありますか。
審査する際、陳情書だけによって
調査したのか、それとも現場、
或いは陳情者を呼んで行なった
のか、そのところご説明をお願い
します。

建設常任委員長

その委託をされた期間には現場調査はされてありません。しかしながらその現場は前のニューフランマ通りかゝ陳情がござりましたので、あつ時各委員は現場調査し、そして関連がござりましたので、ここも十分みてありましたので各委員現場の検証は必要ないと言ふうにして、現場はみてありません。それかゝ陳情者もよんでありません。それかゝ趣旨は十分理解できると言ふ理由でござりますが、これは、ゆるい理解と言ふことは、また、出来るとその道路がいつ施工するんだと言ふことか、はっきり目途がつかってありません。そこでその陳情の内容にも目途がたつたもので、我々は一体あと5年~10年、何年待てばいいか、どうか、言ふまうな陳情の内容でござりますので、そう言つたようなその理解は十分理解するんだと言ふような意味でござります。

1番

郡計として全体的な、全般にわたるつけかゝると言ふ意味で趣旨は判るけれども、全般的な郡

計の変更中：その陳情文の中に家屋のことかあると思えますか。家屋はどの程度のものであるか判りますか。

建設常任委員長

陳情者の言う家屋ですか。それとも周囲の家屋ですか。

1番

陳情者の言う家屋です。

建設常任委員長

現在丘にある家屋はトタンぶきでござります。

1番

大体一般的ではありますけれども耐久、ちよこたえいれりょうの家が大体のことではござります。

建設常任委員長

外観から見た場合には、そう立派なものではござりません。

1番

これに類似した箇所かたまたまあると思われ、と言うことでありますか。当局から調査した際にたまたまあると思われ、あるのか、ないのか。...

建設常任委員長

一応、その周囲の図面をみて
して調査や、た訊でござります。
その図面の中にも現在使用されてお
る道路のすぐ近くから民間の密集
地帯までおされてある箇所もござ
ります。だからもし陳情はきてお
りませんか。そう言ったものを十分検
討して、わすかの修正で現在使用
してある道路で十分まにあう。
一す修正かえれば、経済的に非
常に〃〃箇所があるような所も
みうけられます。だから、そう言っ
た点も検討して、一応、検討お下
さじやないかと、言うようなこと
でござります。

1番

この全般にわたる修正ですね。
これは陳情者の周囲の陳情者に関
連する周囲なのか。それとも宜野
湾市全体のたなのか。

建設常任委員長

これは宜野湾市全体の周囲だけ
のことではござりません。〃〃ゆする
各個所から不満ですね。そう言っ
た声もある程度聞かせるんで、その

へんも市民の声も十分聞かせる修正
すべき点があるならば全般的に
みてやった方がいいんじゃないか。
言う理由でいいか。

1番

この全般的にわたる調査検討
これについて当局は例えばそう言
う具体的な回答は得られたか。
たか。

建設常任委員長

それは得ておりません。

1番

審査の対象になされましたか。

建設常任委員長

それは委員会としてそういう市
民からの声もごさりますので結
局、市当局にそういうような話
をされたままでござります。

11番

2～3点お尋ねいたします。陳情
者の切なる心境、判らぬような気がす
る訳であります。と申し上げますの
は、自分が土地に建築をしま
うとして、確認の設計もある、確

認の申請をやったと云うが、いつのまにか
 か、家かつかれたと 都計にひかか
 ってしまったと云うようなことで、
 それから本人はあやうくして再三、
 市当局、並かに政府に一応陳情
 並かに相談に行、たようで「か」
 ますけれども、政府としても問題に
 しない。当局としても政府の問題
 と言って、一体この陳情書の陳情
 者は本当にどうに迷う、とりつ
 くしまかた」と云うようなことで
 どこを頼、て「けは」大体自分の
 納得の行くような回答が「か」れる
 か、と言ったようなことで思「あま」
 て、市議会に対する陳情と云うふ
 うなことであります。当然、議会と
 しては、陳情書を読んである程度
 陳情者が納得の行くような審査
 をやると本人が「か」は法で規制
 されて「る」以上は「か」うにもた「か」な
 「か」と云うことで、ある「か」は「か」る「か」
 かるようだと「か」ま「か」やる「か」
 議会或「か」は又陳情者に対する
 親切であると言、うことであると思
 「か」ますけれども、委員会としては、
 陳情者をよんでや、つた「か」と云う
 ことですか。「か」は「か」必要「か」
 ない「か」と云うことは、どう言、うこと
 ですか。

建設主任委員長

この一部修正の陳情につきましては
この個所の修正というよりは、場所を
指定しなければ、こう言うふうにな
おして下さうと言うような場所を指
定されておきますので、勿論陳情
者をおよわしたる陳情者の言うよ
うな個所に變更してくれと言うふ
うに十分説明されると思ひます。
した場合には又修正する場所
を指定されておきますので、そう
な場合には修正されて、それ影
響を受ける土地、又ここも関連した
しましておよわしなければならぬ
状態におおりますので、そうなた
る結局は、この陳情者の方をよんで
聞かしたる、どうしてB図にたあして
おいたか、又B図をよんがA
図がよんじやないかと、言うふう
にたあさんじやないかと、言うよう
なあかして、この際は陳情者を
およわしたる委員の方で検討し
た方がよんじやないかと、そう言
うようなあかしてよんでござりません。

11番

当局に1点だけお尋ねいたしま
す。今、私がお聞きしたように、

この陳情者は本当にどうにまよう
 ような心境かと思っております。そ
 こで こう言うような事態にあって
 いったと言うことは百年の基盤をつ
 くるために言ったような大義名文の
 中で非常に不便をかこつてゐる。市
 民の一人かと思っております。
 これは何も当局に責任を負わそう
 と言うことはもうどう考へておしま
 せんけれども、しかしたかひに度々
 現在のマスタープランは実現性が
 ないかと将来ともに果して実現で
 せうか、どうか、非常に疑問持つて
 あると言うようなことをよく聞か
 あります。そうであるならば、早く
 この問題に対して出来たければ、
 出来たような姿勢で、あるは
 出来るような方向を早目に設定
 してあげて、そしてこの市民の不便
 あるは現在マスタープランに対する
 不平不満をなんとか解消する、
 のが施政に担当してある者の責
 任かと、しかも当局の委認ある
 とするの私は責任かと言うふうに
 考へておりますが、一体、そのままの
 状態でいつまでも放置してお
 くのか、あるは又これを早目に
 修正する部分にあつては、修正をす
 るための作業はとりかかると考へ

34
が、あるか、どうか。そのうえについて
お伺い致します。

市長

お答えいたします。あつしめると
あり都市計画事業と云うものは百年
の大計なければいけないと思いま
す。しかし、そう言うために、いくつた
かの地主の方々が、このために迷惑
をこうもってあそばさすか、どうか
と云って、それを、5、5、5、聞て修正
した場合、宜野湾市の都市計画は
無に帰す、と云うことになります
んで、非常にその問題といたしまし
ては、非常にデリーケートの問題でござ
います。どう言うふうにして、いか
か、非常に頭を痛めて、いる訳であり
ますか。また、仮にこの問題を解決
する、と云うことになりますと、財産
15,000,000、一ドルぐい、の金、か、た、け
れば、解決、でき、た、と、云、う、ふ、う、に
い、わ、れ、て、あ、り、ま、す。新都計法、が
できました、た、い、は、今後、こ、う、言、う
都市計画は、地主の承諾、が、い、る、さ
う、で、あ、り、ま、す。そして、この計画は
10年を、1区画、として、10年内に、す、を
つ、け、お、お、お、の、を、計、画、す、と、
それ以外は、出来、た、と、言、う、ふ、う
は、法、に、た、つ、て、あ、る、と、で、ご、お、い、ま、す

が現在の都市計画されてゐるマスタープランは今まで引き継がれると言つておぶれますけれども、今後住民と市当局との問題が今後とも合致するんじやないかと言ふふうに考へてあります。それにつきましても問題は予算の問題もありますし、できるだけ十分にさう言う地主の方々と話し合ひをして解決して「きた」と思ひます。特に現在の凶画にあける都市道路にあきましても、本建築はできませんけれども、ボウロウフキタイはブロックでやりましても、スラブでやれば、これは家も立ていれると言ふふうになつてありますし、地主の方々としては、一応は本建築をされたのは、十分でござりますか、市の将来の計画と言ふのは考へて「たぶ」なるとして話し合ひで解決して「きた」と思ひます。万へんこの地主の「」分を聞いてこれを変更した場合、変更された地主の今先委員長が「」の話しもありましたとあり変更された地主も又、問題があります。2〜3年前で「」しましたか。マスタープランを変更した場合、この「」の問題が「」して、これは、1号線周辺で「」します。それでマスタープランを（聴取不能）、地主も、暗黙の

了解をしておいたようだがござりますか
 二れじゃ二つ変更されるか。我々は今
 金がないんだがいつか二れ二れと
 言うふうにして二つという問題もござ
 ります。二れもあつしやるとありかかつて
 いる人達が非常に迷惑をかけます。
 しかし二れを二つと二つとあつしやると
 あり変更しませうと言うことにな
 りますと計画は御破算になるんじや
 ないかとこの問題に對しましては十
 分に話し合ひをして進めて行きたつと思
 います。

二番

市長の二つという説明を聞いて特
 に議会にある我々十分納得する
 訳であります。しかしながら二の陳
 情を不採択にしたんだと言うふうな
 ことでござぬ。本人は理解したつま
 まにござぬ。そのまま進む場合、施
 政に對する不信任として私はあつわ
 りてくるとその不満、不平でござぬ
 今説明があるように本人も十分
 よんだんとかの前後策をござぬ。
 一箇に巻きて上げて例えは桓久
 建築は出来なつにしても仮建築は
 だんとかでござぬと或いは又御本人
 が言つて二つ二つな一地主の二つ
 分を聞いた場合、果して変更される

とこの地主が又同しような問題をも
ちだしてくるというようにござい
ます。十分本人にも説明をして納得
がいくような方法で処理していただ
きたいというふうに希望いたします。

建設常任委員長

報告書にもござりましたが、理由
のねとつ、その個につままして、我々
委員といたしましては、実際に当局が
そのように言ったのか、言うこと
も審査の対象といたしましてきたに
せよ、言わなかったにせよ、市民にそ
う言うような誤解を与えるような
発言は慎しんでいただきたいという
ふうに、特に附帯意見に意見として
つけ添えてあります。

議長

ご質疑もなっておりますので、
質疑を終りたと思っておりますが、
ご異議ござりませんか。

議長

ご異議ありませんので、質疑を
終り委員長の報告を終ります。

議長

本案に対する討論を終わります。

議長

討論を省略したいと思っておりますが
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので討論を省
略いたしましたして表決に付します。

議長

陳情才3号、都市計画の一部修正
する部分について表決に付します。

議長

建設常任委員会の報告のとおり不
採択とする事にご異議ございませんか。

議長

ご異議なしと認めます。よって
本陳情につきましては、不採択とする
ことに決定をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(10:50)
再開いたします。(10:59)

議長

以上をもちまして、第78回臨時

会は閉会いたします。たいへん御苦労
さんでありました。(10:59)

閉 会

前々
ご清聴ありがとうございました。お話し
ありがとうございました。お話しは終了です。

議長
皆様どうもありがとうございました。お話し
ありがとうございました。お話しは終了です。

議長
皆様どうもありがとうございました。お話し
ありがとうございました。お話しは終了です。

議長
皆様どうもありがとうございました。お話し
ありがとうございました。お話しは終了です。

議長
皆様どうもありがとうございました。お話し
ありがとうございました。お話しは終了です。

議長
皆様どうもありがとうございました。お話し
ありがとうございました。お話しは終了です。

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名
する。

1971年1月15日

宜野湾市議会議長 古波蔵清次郎

議事録署名議員 梶原正康

議事録署名議員 知名朝司